



ひ実施しなければならぬ。しかし、これは、先ほど  
どちらよと申し上げましたように、いろいろと困  
難な事情もござりますので、これをどのようにして  
実施してまいったらいいかということについて  
は、なおひとつ部内において十分研究をして、何

いうことにつきまして、あらかじめ、害虫によりまして違うのござりまするが、「ないし六ヵ月目」前に判定ができまする調査方法を確立いたしまして、現に実際に適用いたしております。

でござります。今後、こういった面につきましては総合的に取り上げまして、積極的に試験研究といふものを進めてまいりたいというふうに考えておるのでござります。

以上が発生消長調査の大体の経緯と結果でござります。

ひとつ大臣の所信をお伺いするわけであります。  
○國務大臣（倉石忠雄君） 大事なことでございまして、  
ですから、ひとつ部内においてどのようにしてうむを  
くいくかということについて研究を進めてまいりた  
たいと思っております。

ひとつ大臣の所信をお伺いするわけであります。  
○國務大臣（倉石忠雄君） 大事なことでござります  
すから、ひとつ部内においてどのようにしてうま  
くいくかということについて研究を進めてまいり  
たいと思っております。

〇中村博男君 三十四年から継続して調査をされ  
り、種類もなかなか多いわけありますから、どうい  
ういうふうにしてそれが可能であるかといふこと  
についてさらに掘り下げて検討を続けてまいりた  
いと思っております。

したがために他の多くの森林病害とは異なって、これは、なおその生態あるいは樹木の性質との關係等、基礎的な問題に未解決なものが非常に多いのでございます。したがいまして、昭和三十四年一度からやつてまいりました発生消長調査を継続いたしましても、現在のところこの基礎的な諸問題の解明がまだなされておらず、現行の予防方法による対

○中村波男君　いま長官からも御答弁がありましたが、この資料の「はじめ」を読んでまいりましても、「この調査は、発生時期の予察、防除等の予測についての資料収集も行なつたが、基礎的な研究がまだ十分なされていないことなど、これら、二つまどろきの發端で、とてて、な。すな

規定を設けまして、病害虫を限定することなく緊急防除の道を開いておりますが、この法案によりますと、法定病害虫以外のものは法律的義務を一ヶ月さすに、撲滅駆除をもつてこれに当たることになつておるのであります。そういうふうにいたしまして、二年目にしては、同上

事業を打ち切られた理由であります。打ち切られたのは、この調査が完了したから打ち切られたのであるかどうか。したがつて、資料を先般の委員会で御要請申し上げまして、御配付いただいたのであります。この機会に、具体的にこの調査の結果、また問題点等について御説明を承つておきたい、こう思うわけであります。

かがござる。せんと現行の」の争点を察するに、  
いうものを明らかにすることが困難ではなかろう。  
か、さらにこの必要な試験研究等の進歩にまつづ  
きであるというふうな判断をいたしまして、実は  
昭和四十一年度をもって調査を一応中止いたすこ  
とにいたたるのでござります。

そこで、問題点でございますが、一、三例を  
あげまして申し上げますと、まずマツケムシで  
ござりまするが、マツケムシの成長は、積算気温

わち、発生予察については発生消長と気象等との相関々保資料が必要であるが、本調査では最寄りの測候所資料を使用することとしているので、相関は得られなかった。』と、このようなことが真正に書かれておるのであります。数年にわたつて調査をされた結果としてある程度成績もあつたと思ふのでありますが、いま長官の答弁にありますように、まだまだ調査を要する点が多く残されてお

その生態が不明確なために安全確実かつ経済的な  
防除方法が確立されていないためでないかといふ  
ふうに私は思うのであります。したがつて、最近  
におきます法定病害虫・法定病害虫以外の発生状  
況、被害額等について、資料をいただいたので  
ありますけれども、さらにこの際御説明を承  
わっておきたいと思うわけでありますし、最近に  
なりまして薬剤並びに防除方法等について相当進

○政府委員(若林正武君) 先生から御指摘のございましたように、発生予察制度の必要性といふにつきまして私どもも痛感をいたしております。昭和三十四年からその前提になりまする発生消長調査といふのを実施いたしてまいったのでござります。

のはかに、日照時間との関係がむしろ影響が大きいのではなかろうかというふうなことが最近になつていわけてきておるような状況にもございます。また、タマバエ類につきましては、発生羽化と気温との相関関係が依然としてまだ求められるまでに至つてない。さらによつた、マイマイガにつきましては、不規則に大発生をいたしまする

りますし、さらに、「はしがき」にも書いておりま  
すように、「本調査の規模では困難である」と、  
こう指摘をいたしておりますですから、これ  
はやはり農林大臣としてこの調査を完成させるた  
めには、予算的にも機構的にも大がかりな方針を  
打ち出されないと、いままでのようないな調査では、  
中途はんぱで、結局金を使っても成果を得られな

○政府委員(若林正武君)　ただいま政令で指定をいたしておりまする病害虫等は九種類でござりまするが、それ以外の森林に被害を与えております。開発なものが相当残されておると思うのでありますので、それらの状況もあわせてこの機会にお聞きしたいと思うわけであります。

対象の病害虫につきましては、マツケムシ、スギタマバエ、マツバノタマバエ、マイマイガ、スギハダニ、マツクイムシ、ノネズミにつきまして、発生の経過、発生の地域別の特徴、防除要否の判定基準、発生予察の基礎資料等を明らかにいたしましたために、発生消長調査というものを実施してまいりましたのでござります。一部の森林病害虫につきましては、発生の経過、地方別の特徴、防除要否の判定基準等につきましては一応の結果が得られましたのでござります。すなわち、ノネズミ、スギタマバエ、スギハダニ、マツケムシにつきましては、防除を行なう必要があるかどうかと

が、この大発生後は、従来の経過を見ますると、急激に減少いたしておりますのでござります。こういった減少の原因が何であるか、こういった点が残念ながら明らかになつておらないでございまして。また、マツクイムシにつきましては、その生息数と被害との相関がまだ求められていないのでござります。マツクイムシの中でも主要な種類でござりまするシラホシゾウなどの一部の生活史がまだ明らかになつていない。また、マツクイムシの発育と気象との相関、これも明らかになつていません。このふうなことで、まだまだ基礎的に相当研究をしなければならない問題点が残つておるのでござります。

い、こういう結果になつておるのでないかといふうに思うわけあります。したがつて、予察制度の必要を強調し、お認めになるならば、やはり科学的な基礎の上に立たなければ予察制度は確立されないのでありますから、今後、この問題について、これで打ち切つて何とか考えます、何とかやらなければなりませんということで終わらりますならば、被害が出た、さあ防除体制だといふことだけに今後何十年間も追われるのであります。したがつて、被害を最小限度に食いとめるごとにきゅうきゅうとして、根本的な解決をはかることは困難ではないかと、こういう立場であえて

る被害虫等につきましては、最近では種類にいたしまして二百種類以上に及んでおりまして、その被害面積は十万ヘクタール以上に達しております。その四割程度は虫害でございまして、特に近年はアブラムシ、シンクイムシ等の被害が顕著でございます。

資料として提出いたしました二ページの「法定外の主な害虫等の被害面積調」という表がござりまするが、種類別に年度別にその被害面積を計上いたしております。これは年間千ヘクタール以上の被害のありましたものだけをこれに掲げたのでござります。

の「スギの赤枯病」以下、政令指定以外の病害の発生面積でございます。最近になりましてこの法定外の森林病害虫等の被害も非常にふえてまいつておるというふうな現況でございます。

○中村博男君 いま、法定外病害虫の被害状況の概括を御説明いただきたいわけでありますが、この資料によつて見ます限りにおいて、法定の病害虫よりもむしろ被害の多いものが、また同じくらいのものもまだ相当あるのであります、これらについて、さらに法定病害虫として指定を追加する必要があるのかないのか。被害面積等々からいえば、法定のものよりも多いなり、またそれに近いものがあるのでありますから、それを入れられないでいるというものが何があるのか、それについてひとつ具体的に御説明を承つておきたいと思うわけであります。

除法の第三条第一項第三号の規定に基づきまする  
指定種苗にかかります樹木を加害するもので、そ  
の加害により当該樹木の成長を著しく阻害し、ま  
た成林を不能におちいらしめるもの、それから被  
害発生が全国的に発生をいたしまして、またその  
発生のおそれのあるもので、被害面積も大きく、蔓  
延速度も早く、かつ天敵等によりまして自然に減  
少を期待することができない病害虫等でありまし  
て、防除方策も確立しておるというふうなものに  
つきまして、政令の指定を行なつてまいりておる  
のであります。

それで、政令指定外の病害虫につきましては、  
先ほど概説的なことを申し上げたのでありまする  
が、一般的に申し上げますると、それらの大部分  
は、発生が特定区域に限られておる、あるいは、  
被害の程度、蔓延性向などが比較的軽微である、  
また、一部には生態等の不明確なものもございま  
して、さしあたり本法の適用によりまして全面的  
かつ一斉に防除しなければならないものはあまり  
ないのでなかろうかというふうに考えておるの

に、植物防疫法では緊急防除の規定を設けておりましたが、森林病害虫防除法では突発病害虫としての措置はとられますけれども、植物防疫法としては内容的にゆるやかでありますので、そういう意味ではからいいましても、早急に検討をして、法定の中程み入れるべきではないかという意見を強く持つものであります。

また、二つ目の質問といたしまして、最近、薬剤あるいは防除技術等について相当開発はされましたけれども、まだまだ未開発なものが相当あると思うのであります。それについて、資料としては一応拜見はいたしておりますが、これまたこの機会にその実態をお聞かせいただきたいと思うわけであります。

○政府委員(若林正武君) 森林病害虫等の防除に関する技術開発、あるいは新しい薬剤の開発、こういったことにつきましては、御承知のように、現在、林業試験場をはじめといたしまして、各大学、都道府県の試験研究機関でいろいろと研究をいたしておりますのでござりますが、さら

でござります。ただし、その中におきました中、  
数種のものにつきましては、比較的被害も大きくてございまして、現在も突発病害虫駆除費を交付いたしまして適切な防除をいたすように措置をいたしておりますのでござりますが、今後被害の推移等を勘案いたしまして、これらのものにつきましては、政令指定ということについて検討いたしてまいりたいというふうに考えております。  
**○中村波男君** 将来といいますか、近い将来だと、思いますが、検討して法定病害虫に入れていきたいということであります、発生をすれば、どちらも駆除をしなければならないのですから、したがって、ある程度強制力を持ち、また、最近のように自主防除というのいろいろな面で困難になつておりますおりからでありますだけに、法定病害虫として指定をすることが適切ではございませんか、こういうふうに考えておるのであります。

○中村波男君 私、国会におきまして答弁を聞いておつてどうも納得いかませんのは、やっておりまます、やるうといたしておりますこういう問題は、政党政派を越えて、いかにして森林を病害虫から守るかということありますから、答弁を聞くうほうも、実態としてはなかなか予算が即応していかないんだと、こういうことを明らかにされれば、やはり一体になって推進をするという、こういう姿勢で議論をしていただきたいと思うのであります。お届けいただいた資料を見てみまして感じました第一点は、マツクイムシの対策であります。今までなく、森林病害虫防除制度の確立の原動力になったのは、マツクイムシの被害がますます蔓延をいたしまして大きくなつたことから発しておるのではないかというふうに私は承知しておるのですが、そのマツクイムシの被害の実態というのははどうかというならば、昭和二十五年から昭和四十一年まで連続的に十七年間大きな被害を出しておりますのは、九州の宮崎、長崎、鹿児島であります。二十五年から四十年まで十六年間

に、行政と試験研究の連携を緊密にいたしましたために、林野庁に林業試験研究推進協議会といふのを現在設けておりまして、研究推進体制の充実強化とその効率的な運営をはかりつつあるわけをございます。

国立の林業試験場につきましては、四十一年度には、本場に林業薬剤研究室を、関西支場に保護部をそれぞれ新設いたしまして、さらに、今年度におきましては、林業試験場の本場に、浅川実驗林のほうでございますが、そこに天敵微生物の研究室、九州支場に保護部を新たに設置することにいたしております。

今後、さらに、研究費の増額、試験施設の整備等をかかりまして、各大学、試験研究機関等々との緊密な連携のもとに、総合的な技術の開発体制を整備いたしまして研究を推進いたしまして、薬剤の新しい開発なりあるいは防除技術の開発といふものにつとめてまいりたいというふうに考えてお

くい。そういう民間なりあるいは大学等々の専門的な学者による研究というのは、いまあまり進んでおらない。そうだとするならば、やはり國がもつともつと研究機関を拡充して、専念させるような体制をつくらない限りは、進まないのでないかといふに考えるべきではないかといふに考えるのではあります。残念ながら、従来、行政指導、マツクイムシの防除対策としては、私は、総合的に、研究機関ばかりでなしに、防除技術の面でも検討されるべきではないかといふに考えるのではあります。残念ながら、従来、行政指導、試験等々が全くばらばらになつて行なわれて、いわゆるお茶を濁してきた、どろなわ式の対策以外に一步も出ておらなかつた、ここに今日のような特にマツクイムシを中心とする山林の虫害の被害というものが激甚をきわめておるのではないかといふに思うのであります。これに対して大臣はどうお考へになつておるのかどうか。また、さつきからべく私は大臣に迫つておるのではありますが、むずかしい問題だから十分研究をいたします。検討いたしますということとしないに、大臣としてひとつしっかりと指示を願つて、

は岡山であります。二十六年から四十一年、これまで十五年間は佐賀である。全く、被害は、減少するどころか、連続被害を出しておるのであります。こういうことはどこに問題があるのか、この機会に根本的に掘り下げて積極的な対策をやらなければならないのではないかということを痛切に感ずるのであります。たとえて申し上げますならば、地勢によつて、あるいは気象等によつて被害常襲地とも言うべき九州というようなものがあるのかどうか、こういうことが究明されておるのかどうか、こういうこともあわせてお聞きをいたしてみたいと思うのであります。

なるほど、最近になつて試験研究をする機関が一応拡充されたとはいながら、まだまだ私は不十分ではないかといふうに思うのであります。聞くところによりますと、学者等もマツクイムシについてお手あげをしておる。したがつて、そ

○國務大臣（倉石忠雄君）　お説のようだと思ひます。そこで、この法律を立案いたしますときも当局では話しておったわけあります、さつきからお話しのとおり、ただいま政令で指定いたしております病害虫等は九種類でございますが、さらにも必要に応じてはその他のものも政令に加えるべきこと等も考えておりますが、まずもってやつぱり総合的な研究を国内においてもさらに推し進め、多くの国民の期待に沿うようにいたさなければならぬと存じますので、そのように鋭意努力をして、総合的な研究をまず進め、対策を講ずるようにならざるを得ないと思ふのであります。

○中村波男君　森林病害虫等防除法の適用を受けないものでありますけれども、アメリカシロヒトリの発生の季節にも入っておりますので、特に一大臣が三十五分から衆議院のほうへお行きになるというような時間的な制約がござりますので、森林病害虫等防除法の質問の中途でありますけれども、ただおきたいと思うわけであります。

いま申し上げますように、発生の季節に入つておるのであります、今日の時点ではアメリカシロヒトリは発生しておるのか、発生の気配があるのかどうか、その点からひとつ伺つてしまいりたい、こう思うわけであります。

○國務大臣（倉石忠雄君）　そのほうの政府委員が参つておりますので、政府委員から……。

○説明員（安尾俊君）　本年も、昨年同様、ばつばつアメリカシロヒトリの発生を見始めておりまして、去る五月三十一日に次官通達で六月五日から十四日までを一斉防除旬間といたしまして通達を出して、第一世代の防除の徹底を期すようにいたしております。

○中村波男君　いまのお話では、ことしもばつばつ発生しかけておるというお話ですが、きつたのう配付された資料によりますと、ことしは発生

そこで、原生地のアメリカでは、十数種類の天敵昆蟲を繁殖させて食いとめておるというような方法がとられておるかどうか。これは、お聞きいたしましたと、農林省の管轄に入るものの、文部省に入るもの、厚生省に入るものの、防衛庁に入るもの、建設省に入るものというふうに、防除の主管官庁としては幾つかに分れておるようであります。それだけに、これを総合的に研究し防除するといふ体制が欠けておる。私は、そういうことも今後の問題として重大でないかと、こういう感じがいたしましたゆえに、特にこの機会に取り上げてお尋ねをいたしたわけであります。いま申し上げますように、防除方法として日本としてとられておる具体的な例をお示しいだいて、次の質問に移りたいと、こう思うわけであります。

○説明員(安尾俊郎) ただいまの先生の御質問前に、先ほど御指摘ございましたアメリカンロビトリが本年発生しているかいないかという問題でござりますが、私がお答えいたしましたのは、市街地等の街路樹等ではぼつぼつ発生を見ておるということをございまして、森林には発生をいたしておりません。

それからアメリカンロビトリの防除体制でございますが、先生御案内のように、この虫は、戦後間もなくわが国に入つてしまいまして、まだ当時進駐軍の植物検疫の手が及ばない時代に入った次第でござりますが、昭和二十四年から三十八年までで、この虫の根絶を期すために、発生県に補助金を出しまして防除を進めてきたのでござります。その結果、発生を減少することはできたのでござりますが、根絶するということはもう不可能と、こう判断いたしまして、一般害虫同様に自主防除に切りかえました。

ところが昭和四十年夏、低温であった等のせいで、街路樹、それから公園、学校等の樹木、あるいは一般家庭でも庭木等に大発生を見たのでございます。これに対しまして、直ちに総理府を中心いたしまして各省が集まりまして対策を協議したのでござりますが、御承知のように、この虫が一般家庭の庭木にまで発生しているということ、それからこの虫の性質といたしまして、卵からかえった幼虫がしばらくの間巣の中につかまつておって、これを取ることが最も効果的であるということ、こういう二点から、国、地方公団、共団体、民間団体、それから住民、それぞれ管理する樹木を自主的に防除するのが最も効果的であるというので、自主防除の線を出したわけござります。ただ、防除をいたしますにつけても、しばらくにやつては効果がございませんので、先ほど申し上げましたように、最も防除の適期と思われる時期を一齊防除期間と定めまして、みな共同して、一緒に防除するというふうにいたしております。

森林のほうは現在発生しておりませんで、主として、先ほども申しましたように、街路樹、それから公園あるいは学校等の樹木、それから一般家庭の庭木に出ておりまして、そのために各省がそれぞれ管理する樹木に対して自主的に防除する。同時に、防除方法の周知徹底につとめておりまして、その結果、昨年の結果を見ますと、発生本数で、第一世代は約二百万本、それから第二世代が約三百五十万本発生いたしておりますが、ほとんど被害を食いとめておりまして、各省の連絡によりまして、現在の自主防除は最も効果をあげておると私ども信じております。

○中村波男君 新聞によりますと、神奈川県の農業試験場ですか、あるいは東京大学等で、シロヒトリを病死させるウイルスを発見したということが書かれておつたようなことを記憶しているのですが、それが実用化の見込みはあるのか、それとも、研究としてそういうことが発見されただけで、それを実用化する見込みといいますか、

○説明員(安尾俊君) ただいま先生の御指摘のご  
ざいました多角体ウイルスにつきましては、こ  
の培養が非常に大量に培養しませんと実際の実用  
に供せられないわけでございまして、その点に問題  
題はございますが、本年、神奈川県におきまして、  
て、実際に実用性があるかどうかという試験を行  
なう予定になつております。

○中村波男君 昨年シロヒトリの駆除に都道府県  
あるいは市町村等が使つた金が二億一千五百万  
だ、こういうふうにいわれているのであります  
が、いまおっしゃるようにこれは自主防除だ、国  
は、いわゆる指導、あるいは駆除しろという宣伝  
啓蒙をするんだ、こういうことでありますが、こ  
の被害がさらに今後発展をするというようなこと  
になりますならば、これはなかなか自主防除にも  
限界があるのじやないか、そういう点を私はおそ  
れののであります、このシロヒトリの防除につ  
いて、官庁等で幾つかにまたがつていろいろの  
行政を連絡機関というような形でいま調整をして  
おられるようですが、根本的な対策を立  
てる必要があるのじやないか。そういう立場で農  
林大臣等に考えていただきなければならぬ政治  
問題ではないかと思ひますので、大臣のおいでに  
なる時間にあて私は質問をいたしたのであります。  
  
さらに、いままでは山には全く発生をしておら  
ない、こういうことであります、シロヒトリの  
習性といいますか、あるいは嗜好といいますか、  
山にはそういうものは発生しないということだが、  
試験研究の結果、明らかになつてゐるのかどう  
か。もちろん発生をした経路が、街路樹とか公園  
とか、人に関係をし、あるいは船に関係をしてア  
メリカから渡つてきたというようなことがありま  
していままでは山には入らなかつたけれども、山  
には全く入らないといふそういう危険はないのか  
どうか、こういう点もひとつあわせてお聞きをし  
ておきたい、こう思うわけであります。

○説明員(安尾後君) この虫は雑食性でございまして、現在では全然発生を見ておりません。森林といふ問題につきまして全然ないと、いうことはいまここで断言できないとは思いますが、しかしながら、森林には鳥等の天敵が非常にございまして、現在では全然発生を見ておりません。

○政府委員(若林正武君) 森林につきましては、ナラ等の広葉樹に入つてくる可能性があるのじやないかというようになります。

○中村波男君 大臣に総合対策についてお伺いしておきたいと思います。

○国務大臣(倉石忠雄君) 大事な森林でございまして、先ほど来お話をございましたように、必要がござりますれば、たびたび政府委員から申し上げておりますように、いま政令の中に指定しておりますもののほかにも、政令で指定して対処いたしまいらなければならぬという基本的なことを申し上げましたが、いまお話しのような問題につきましては全く困ったことありますて、農林省といたしましては、こういうこともあわせて総合的に掘り下げて検討して対策を講じてまいりたいと思います。

○中村波男君 法案の条文について、掘り下げて御質問を申し上げたいと思うのであります。第四条の代執行の規定をさらに強化して、当該措置を行なつても不十分であった場合、あるいは該当者が不在のため実施見込みがないときには、命令者が防除措置を行なうことができるというふうに改正をいたす案であります。改定の要点を補強思つてあります。

○政府委員(若林正武君) 旧法におきましては、指定された期間内に命ぜられた措置を行なわない場合に、はじめて代執行を発動いたしておつたのであります。それでは適期の防除といふたのでもあります。それでは適期の防除といふたのでもあります。さよなる見地から、たとえその命ぜられました期間の中であつても代

すので、森林といふ問題につきまして全然ないと、いうことはいまここで断言できないとは思いますが、しかしながら、森林には鳥等の天敵が非常にございまして、現在では全然発生を見ておりません。

○中村波男君

十一年度に行ないました面積が四千一百二十二ヘクタールに及んでおるのであります。その中で民有林はわずか三十八ヘクタールであるという現状でございます。問題は、これはこの法律とは直接関係はございませんけれども、最近植林等が進まない原因についても労力が不足しておるという問題がある。植えることもたいへんだが、植えたあとでの管理がたいへんだということもその隘路になりますが、除草剤散布が相当効率的な方法であるから林野庁がおとりになつておるのではないかと思ひますが、なぜ民間でそれが普及しないのか。これは五ヘクタールや十ヘクタールでは空中防除等はできませんから、大がかりな林野庁の植林というそういう結果から出でてくるとも考えられます。が、その間の事情がわかつておるならば、この説明を一応この機会に伺つておきたいと思うわけであります。

○政府委員(若林正武君) 先生も御承知のように、民有林の所有規模といふものは、非常に零細でござります。そういったところから効率的に進まないという問題があろうかと思うのであります。が、私どもいたしましては、共同施行といふことで、所有といふものを離れまして総合的に実施を進めるように今後もさらに指導を徹底してまいりたいというふうに考えておるわけであります。

○中村波男君 これはひととおり除草剤の問題だけではなくて、本法案の審議の重点でありますから、蔓延を防止するかというその一つの原動力と申しまするか、防除の組織体制といふものが今日確立されておらないのではないか、こう思うわけであります。したがつて、集団防除の実をあげますためには、それに対応する防除組織といふものがありますが、なるほど森林組合は全国に幾つつつある、ここに防除組織が幾つあるというふうに資料には出ておりますけれども、それはほんとうの意味の防除組織ではないのではないか、こういふふうに考えますかゆえに、これらの実態と、防

除組織を今後どのように編成をし活用していくかという対策があらうかと思いますので、それをこの機会に承つておきたいと、こう思うわけあります。

○政府委員(若林正武君) 防除組織についてござりまするが、現在約千三百名の森林害虫防除員というものがおります。さらにまた、約三千名の林業普及指導職員というものが各地に駐在をいたしております。こういう県の職員を中核といたしまして、さらに今回の法律の改正によりまして地方公共団体あるいは森林組合等の協力も得たいといふふうに考えておるのであります。こういうものを総合いたしまして森林害虫等の防除の体制というものを強化いたしてまいりたいといふうに考えておるのでございます。

○中村波男君 きょうは、もう一つ御質問申し上げまして、また次の機会に譲りたいと思うのであります。それは代執行に要した費用につきまして地方自治法の二百二十四条を適用するといふことになつておりますが、この適用をする場合に、受益の限度において分担金が徴収できるのでありますが、その「受益の限度」をどのような基準で算定するのか、これも実施要領として必要な条項になると思うのであります。これにつきまして具体的な例をあげて受益の限度をどのようにきめるのだということをお示しいただきたい、こう思つたわけです。

○政府委員(若林正武君) 分担金の徴収の問題でござりまするが、御承知のように、都道府県あるいは森林害虫防除員の行ないまする防除措置の実施に要しまする費用につきまして、その実施により特に利益を受ける者とそれ以外の者の間の費用負担についての具体的公平を確保するために設けられた措置でございます。したがいまして、その地域におきまする防除実施の態様等によりまして著しく異なるといふものでございまして、あらじめ全国一律の基準をつくるということにつきましてはなかなかむずかしい問題もございますし、現在それぞれの地方公共団体の具体的な判断に

まかせておるのでござります。  
実際にこの分担金をしからば徵収しておるかどうかといふことについて申し上げますと、受益者の範囲や受益の程度というものの判定等、技術的な面でいろいろと困難な問題等がございまして、現在までのところ実際に運用されたという例はございません。

○中村波男君 実態として正直にお話をいただいたと思いますが、しかし、こういう規定を設ける以上は、やはり一つの基準というものを設けて通用しないと、その地域の力関係によつて当然受益者の負担すべきものが國なり公共團体が負担をするというこういう悪弊が出てくるのではないかと、いうふうに思うわけであります。もちろん、実施するほうからいえば、また、防除の効果をあげますためにも、負担をとらないことはうが望ましいと思ひますが、しかし、それにも一定の限度というものがあらうと思うわけです。その一定の限度の上に立つてこういう規定を入れたのでありますから、やはりその趣旨を生かすような今後の運用がはかられない、結局、不明朗な問題というものが出てくるのではないかと思うのでございまして、そういう必要がないのであるならば、そういう規定を設けずに、全部國なり県でやるんだというふうにしたほうがすつきりするのではないか、そういう意味で私は御質問を申し上げたわけであります、どちらにしても、指導官庁として林野庁がはつきりとした基準をつくって、とらぬならとらぬという基準でもいいでしょう、お示しをいただきことを希望するのであります、以上につきましてお答えをいただきまして、本日は終わりたいと思います。

○政府委員(若林正武君) 実態についてありますと申し上げたのであります、ただいまの先生の御趣旨を体しまして、第十条の趣旨を生かしますように、さらに検討をいたしてまいりたいと考えております。

○委員長(野知浩之君) 速記をとめて。

○委員長(野知浩之君) 速記を起こして。  
本案につきましては、本日はこの程度にとどめ  
て、これにて散会いたします。

午前十一時五十五分散会

## (森林施業計畫)

○委員長(野知浩之君) 速記を起こして。  
本案につきましては、本日はこの程度にとどめ  
て、これにて散会いたします。

午前十一時五十五分散会

Digitized by srujanika@gmail.com

者である森林の全部につき、当該森林所有者が定める森林施業に関する長期の方針に基づいて、作成しなければならない。

3 森林施業計画には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 その対象とする森林についての所在場所別の面積、人工植栽に係る森林とその他の森林との区別、樹種又は林相、林齡及び立木の材積

二 伐採する森林についての所在場所別の伐採時期、伐採面積、伐採立木材積及び伐採方法

三 造林する森林についての所在場所別の造林時期、造林面積、造林樹種及び造林方法

四 保育の種類別の面積

五 その他省令で定める事項

4 第一項の規定による認定の請求は、第一項の森林施業に関する長期の方針を記載した書面その他の省令で定める書類を添えてしなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林施業計画の内容が左の各号に掲げる要件のすべてをみたときは、当該森林施業計画が適当である旨の認定をするものとする。

一 森林施業計画の対象とする森林（政令で定められたものを除く。）の規模に応じ、森林生産の保護及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、政令で定める樹種又は林相の改良その他の森林施業の合理化に関する基準に適合していること。

二 地域森林計画の内容に照らして適当であると認められること。

（森林施業計画の変更）

第十二条 前条第五項の認定を受けた森林所有者（以下「認定森林所有者」という。）は、左の各号に掲げる場合には、当該森林施業計画を変更しなければならない。この場合には、当該認定森林所有者は、省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事にその変更が適当であ

るかどうかにつき認定を求めなければならぬ。

一 当該認定森林所有者が当該森林施業計画の対象とする森林の一部につき森林所有者でなくなつた場合、当該認定森林所有者が当該森林施業計画の対象とする森林以外の森林につき新たに森林所有者となつた場合その他当該森林施業計画の対象とする森林と当該認定森林所有者が森林所有者である森林との範囲が異なることとなつた場合

二 当該認定森林所有者が次条の規定による通知を受けた場合

3 認定森林所有者は、前項各号に掲げる場合を除くほか、当該森林施業計画の変更を必要とする場合には、省令で定めるところにより、あら

かじめ、都道府県知事にその変更が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

4 第一項の規定による認定の請求については、前条第二項、第四項及び第五項の規定を準用す

る。この場合において、同条第二項中「森林施業計画」とあるのは「当該変更後の森林施業計画」と、「作成し」とあるのは「作成されたものとなるようにし」と、同条第五項中「当該森林施業計画」とあるのは「当該変更後の森林施業計画」である。

5 前二項の規定による認定の請求については、

二 伐採する森林についての所在場所別の伐採時期、伐採面積、伐採立木材積及び伐採方法

三 造林する森林についての所在場所別の造林時期、造林面積、造林樹種及び造林方法

四 保育の種類別の面積

五 その他省令で定める事項

6 第一項の規定による認定の請求は、第一項の森林施業に関する長期の方針を記載した書面その他の省令で定める書類を添えてしなければならない。

7 都道府県知事は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林施業計画の内容が左の各号に掲げる要件のすべてをみたときは、当該森林施業計画が適当である旨の認定をするものとする。

一 森林施業計画の対象とする森林（政令で定められたものを除く。）の規模に応じ、森林生産の保護及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、政令で定める樹種又は林相の改良その他の森林施業の合理化に関する基準

8 第一項の規定による認定の請求は、第一項の森林施業に関する長期の方針を記載した書面その他の省令で定める書類を添えてしなければならない。

9 第一項の規定による認定の請求は、第一項の森林施業に関する長期の方針を記載した書面その他の省令で定める書類を添えてしなければならない。

10 第一項の規定による認定の請求は、第一項の森林施業に関する長期の方針を記載した書面その他の省令で定める書類を添えてしなければならない。

11 第一項の規定による認定の請求は、第一項の森林施業に関する長期の方針を記載した書面その他の省令で定める書類を添えてしなければならない。

12 第一項の規定による認定の請求は、第一項の森林施業に関する長期の方針を記載した書面その他の省令で定める書類を添えてしなければならない。

13 第一項の規定による認定の請求は、第一項の森林施業に関する長期の方針を記載した書面その他の省令で定める書類を添えてしなければならない。

14 第一項の規定による認定の請求は、第一項の森林施業に関する長期の方針を記載した書面その他の省令で定める書類を添えてしなければならない。

15 第一項の規定による認定の請求は、第一項の森林施業に関する長期の方針を記載した書面その他の省令で定める書類を添えてしなければならない。

16 第一項の規定による認定の請求は、第一項の森林施業に関する長期の方針を記載した書面その他の省令で定める書類を添えてしなければならない。

17 第一項の規定による認定の請求は、第一項の森林施業に関する長期の方針を記載した書面その他の省令で定める書類を添えてしなければならない。

得ない理由による場合を除き、当該森林施業計画の対象とする森林の施業について当該森林施業計画を遵守しなければならない。

（森林施業計画に係る森林の伐採等の届出）

第十五条 認定森林所有者は、当該森林施業計画の対象とする森林につき立木の伐採又は造林をした場合その他省令で定める場合には、省令で定めるところにより、都道府県知事にその届出書を提出しなければならない。

（認定の取消し）

第十六条 都道府県知事は、左の各号の一に該当する場合には、当該森林施業計画に係る第十一条第五項の認定を取り消すことができる。

一 認定森林所有者が、第十二条第一項各号に掲げる場合において、同項の規定による認定の請求をせず、又は請求をしたが当該認定を受けられなかつたとき。

二 認定森林所有者が、第十四条の規定に違反していと認められるとき。

三 認定森林所有者が、前項の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。

四 認定森林所有者が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。

五 認定森林所有者が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。

六 認定森林所有者が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。

七 認定森林所有者が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。

八 認定森林所有者が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。

九 認定森林所有者が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。

十 認定森林所有者が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。

十一 認定森林所有者が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。

十二 認定森林所有者が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。

十三 認定森林所有者が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。

十四 認定森林所有者が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。

十五 認定森林所有者が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。

十六 認定森林所有者が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。

十七 認定森林所有者が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。

十八 認定森林所有者が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。

都道府県知事に提出して、当該森林施業計画が適用があるものとする。この場合において、第十一条第二項中「当該森林所有者が定めた」とあるのは「当該森林所有者が共同して定めた」と、第十二条第一項中「左の各号に掲げる場合には」とあるのは「左の各号に掲げる場合には」とあるのは「左の各号に掲げる場合には」であるかどうかにつき認定を求めることが適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

（前項の森林施業計画に係る森林の伐採等の届出）

第十七条 第十一条から第十三条まで、第十五条 第二項の規定により第十一条第五項（第十二条第三項において準用する場合を含む。）の認定又は第十三条の規定による通知をしようとするときは、関係都道府県知事の意見を聞かなければならない。

（農林大臣及び都道府県知事の処理）

第十八条 森林所有者は、前項の規定により第十一条第五項において準用する場合を含む。の規定による認定又は第十六条の規定による認定の取扱いをしたときは、関係都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

（農林大臣及び都道府県知事の援助）

第十九条 森林施業計画の対象とする森林の所在省が「以上」の都道府県にわたる場合には、第十一条から第十三条まで及び第十五条から第十七条まで前条までにおいて都道府県知事の権限に属させた事項は、農林大臣が処理する。

（数都道府県にわたる事項の処理等）

第二十条 森林施業計画の対象とする森林の所在地が「以上」の都道府県にわたる場合には、第十一条から第十三条まで及び第十五条から第十七条までにおいて都道府県知事の権限に属させた事項は、農林大臣が処理する。

（農林大臣及び都道府県知事の援助）

第二十一条 森林施業計画及び地域森林計画の作成並びに森林施業計画の達成並びに森林施業計画の作成及びその達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行なうよう努めるものとする。

（農林大臣及び都道府県知事の援助）

第二十二条 森林所有者は、数人共同して、一の森林施業計画を作成し、これを第十二条第一項の

（組合員のための森林施業計画の作成）

第二十三条 第二項第六号の次に次の一号を加え

（農林大臣及び都道府県知事の援助）

第二十四条 組合員のための森林施業計画の作成

第二十五条 第二項第六号の次に次の二号を加え

（農林大臣及び都道府県知事の援助）

第二十六条 第二項第六号の次に次の二号を加え

（農林大臣及び都道府県知事の援助）

第二十七条 第二項第六号の次に次の二号を加え

（農林大臣及び都道府県知事の援助）

第二十八条 第二項第六号の次に次の二号を加え

（農林大臣及び都道府県知事の援助）

め、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 森林施業計画に関し都道府県知事が行なう

事務に要する費用

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十条第一項第一号の次に一号を加える改

正規定、第十二条から第二十条までの改正規定、第七十九条第二項第六号の次に一号を加える改正規定及び第一百九十二条の改正規定は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内に

おいて政令で定める日から施行する。

この法律の施行の際現に改正前の森林法（以下「旧法」という。）第四条又は第五条の規定によりたてられている全国森林計画又は地域森林計画は、それぞれ、改正後の森林法（以下「新法」という。）第四条又は第五条の規定によりたてられた全国森林計画又は地域森林計画とみなす。

農林大臣は、この法律の施行の日から起算して三十日以内に、新法第四条の規定により、昭和四十三年四月一日をその期間の始期とする全

国森林計画をたてなければならぬ。

4 都道府県知事は、前項の全国森林計画につき新法第四条第五項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日から起算して三十日以内に、この法律の施行の際現に旧法第五条の規定によりたてられている地域森林計画を、当該地域森林計画の始期とされている日以降十年間をその期間とするものに変更しなければならない。この場合には、新法第五条第四項及び第五項並びに第七条の規定を準用する。